九州産業交通㈱等に対する買取申込み等期間の延長について

平成 15 年 10 月 7 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の規定に基づき、買取申込み等期間の延長を決定いたしました。

１．対象事業者の氏名又は名称

九州産業交通株式会社	産交観光バス株式会社
大阿蘇観光バス株式会社	九州産交整備株式会社
天草観光開発株式会社	株式会社産交エージェンシー
株式会社産交タクシー	株式会社産交ポニータクシー
九州産交運輸株式会社	株式会社産交運輸物流サービス
南九州産交物流株式会社	株式会社産交ミック

２．延長した買取申込み等期間：　平成 15 年 11 月 27 日まで（機構必着）

３．一時停止要請

上記の延長した買取申込み等期間が満了するまでの間、引き続き、法第 24 条第 1 項の規定に基づき、関係金融機関等に対して、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437